

足立区職員互助会 製パン等販売業務委託事業者募集要項

1 目的

本要項は、足立区職員互助会(以下「互助会」という。)が、会員に対する福利厚生事業の一環として、足立区役所内に出張して製パン等を販売する事業者の選定をプロポーザル方式で実施するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

2 業務概要

(1) 件名

製パン等販売業務委託

(2) 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年間)

ただし、足立区職員互助会事業運営委託評価委員会による評価が良好であり、かつ契約期間の満了から販売場所の改修工事が行われるまでに相当の期間があることが見込まれるとき、かつ契約期間満了日の3か月前までに、互助会から本契約を終了する旨の書面による申出がない場合は、契約期間満了日の翌日からさらに1年を1単位として、3回を限度に随意契約を可能とします。

(3) 委託事業の内容

別紙「仕様書」のとおり。

3 日程

(1) 募集要領の公表(足立区ホームページ上にて公表)

令和6年11月14日(木)～令和6年11月27日(水)

(2) 販売所の現地確認

販売所の現地を希望する提案予定者に対し、下記の期間販売所の現地確認を実施します。

令和6年11月18日(月)～令和6年11月22日(金)

(3) 企画提案書の受付

ア 受付期間

令和6年11月28日(木)から令和6年12月12日(木)まで

イ 窓口受付時間

9:00～12:00、13:00～17:00(ただし、土・日・祝日は除く)

※ 窓口で提出する場合、事前に下記担当者に連絡のうえ、ご持参願います。(郵送可、令和6年12月12日(木)必着)

(4) 選考実施日

令和7年1月17日(金)予定

(5) 結果通知日

令和7年1月下旬予定

4 応募資格及び企画提案書等の提出

応募される事業者は、上記 3（3）アの受付期間内に企画提案書を提出してください。

互助会は、これらの資料を提出した事業者を「提案者」とします。受付期間経過後の受付はしません。

（1）提案者の資格要件

提案者は、次の要件を満たしていることとします。なお、提案書の提出者が、契約締結までの間に下記アからキの資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とします。

ア 菓子製造業を営んでいること

イ 会員（令和 6 年 4 月現在）約 4,200 人（本庁舎内は約 2,200 人）に対し、円滑かつ安定的に製パン等を提供する能力を有すること

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと

カ 直近 1 年間の国税及び地方税（法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等）を滞納していないこと

キ 代表者が成年被後見人、保佐人又は破産者でないこと

（2）提出書類

次の①から⑦について、記載した部数を提出してください。

なお、提出いただいた書類は返却しません。また、企画提案書等を提出後の変更は受け付けません。また、提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とし、選定の過程や選定候補者となった段階で発覚した場合は失格となります。

NO.	提出書類	提出部数
①	企画提案書（指定様式）	正本 1 部、 副本 2 部
②	会社概要書（自由様式）	正本 1 部、 副本 2 部
③	販売品一覧表（自由様式） 商品名・写真・価格（通常価格と提案価格）・商品 P R 等を記載してください。	正本 1 部、 副本 2 部
④	出張販売実績表（自由様式）	正本 1 部、 副本 2 部

⑤	履歴事項全部証明書（法人に限る）（正本は原本、副本は写し）	正本 1 部、 副本 2 部
⑥	住民票（発行後 3 か月以内のもの。個人に限る）（正本は原本、副本は写し）	正本 1 部、 副本 2 部
⑦	菓子製造業の営業許可書（写）	正本 1 部
⑧	直近 1 年分を完納した納税証明書（特別区民税・都民税）	正本 1 部
⑨	過去 3 年分の「法人税確定申告書」（写）（個人事業主の場合は「所得税申告決算書」（写）） ※ 税務署の收受印または電子申請したことがわかるもの。 ※ 上記決算書の外、貸借対照表や損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表等の提出をお願いします。	正本 1 部
⑩	その他説明に必要な資料（様式提出は任意）	正本 1 部、 副本 2 部

※ 正本には会社代表印を押し、副本には提出者が特定できる項目（会社名、店名、ロゴ等）をすべて削除してください。副本はコピー可です。

※ 正本は、①～④を綴じてください。

（３）書類の提出先及び提出方法

ア 受付期間

令和 6 年 1 1 月 2 8 日（木）から令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木）まで

※ 下記提出先必着とします。

イ 提出先

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 足立区役所南館 10 階

足立区職員互助会事務局（人事課福利係） 担当 稲村宛

E-mail: jinji@city.adachi.tokyo.jp

ウ 提出方法

（ア）郵送、窓口

上記 4（２）の書類及び部数をご提出願います。（郵送でも可）

※ 窓口で提出する場合、事前に上記（３）イの担当者に連絡のうえ、ご持参願います。

（イ）E メール

副本のデータを電子メールに添付してお送りください

なお、誤送付等防止のためパスワードの設定及びパスワードの別途送付をお願いします。

（４）取り下げ

企画提案書等の提出後、委託事業者の決定までの間に、やむを得ない事情により提案を取り下げて応募を辞退するときは、その理由を付した取り下げ書（様式自由）を、速やかに互助会に提出してください。

（５）その他

ア 企画提案書等の取り扱い

企画提案書等に記載された情報については、審査結果の公表、会員への説明等に必要な限りにおいて、互助会が無償で使用、複製、公表等の措置をすることができるものとします。

なお、選考作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、提出された書類等は、一切返却をいたしません。

イ 費用負担

企画提案書の作成等、応募に関し必要な費用は提案者の負担とします。

ウ 資料の取り扱い

互助会が提供する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、互助会の了解を得ることなく、第三者に対して、これを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

エ 情報の開示

応募書類等に情報公開の請求があった場合、情報開示については、足立区情報公開条例に準拠します。

5 審査方法

(1) 選定委員会による選定

ア 企画提案の審査は、足立区職員互助会運営事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置して、公正、厳格に行います。

イ 選定委員会では、プロポーザル方式を採用し、事前に提出いただいた企画提案書等に基づくプレゼンテーションによる総合評価を行います。

ウ 選定委員会の委員名は、原則、非公開とします。

エ 応募が多数の場合、評点要領に従い書類審査等を選定委員会に諮り、委託先事業者の特定を行います。

(2) 選考実施日及び場所

ア 日時 令和7年1月17日(金)予定

イ 場所 足立区役所本庁舎内の会議室

なお、各提案者の日時、場所、集合時間等の詳細は、別途通知します。

(3) 概要

ア 各提案者に提案書等の説明(15分間)をしていただくとともに、選定委員の質問に回答(15分間)していただきます。事前に申出があった提案者については、PC(パワーポイント等)及びプロジェクターを使用しての説明も可とします。

※ PCは提案者が用意すること。プロジェクターは互助会事務局が用意します。

イ 提案書の説明にあわせて、販売予定の製パン2品を実食します。

ウ 入室できる提案者は、2名以内とします。

(4) 持参いただくもの

ア 事前に提出された提案書一式

※ 選定委員には、事前に提出いただいたものを配付します。

イ 販売予定の製パン2品を各13個(計26個)

※ 販売時同様にラッピングし、提案価格を印したシールを貼る。26個のパンは、袋または箱に入れて、袋または箱には提案者名を明記する。

(5) その他

事前に提案書として提出された資料以外は選定委員に配付できません。

ただし、選定委員会及び互助会事務局が、必要があると認める場合は、提案者に対して、企画提案書等についての説明や追加資料の提出等を求めます。

6 評価基準

選定委員会の審査は、別表1「委託先事業者選定評価表（製パン等販売業務委託）」選定基準のとおりとなります。

7 委託事業者の決定

選定委員会の選定結果に基づき互助会会長が委託事業者を決定します。

ただし、評価の最上位提案者が最大評価点の6割に満たないと判断したときは、すべての提案者を委託事業者非該当とする場合がありますのでご了承ください。

また、決定した委託事業者が、その後に辞退またはやむを得ない事情により受託できないときは、次点の提案者を繰り上げて委託事業者とすることがあります。

8 審査結果の通知及び公表

（1）審査結果の通知

委託事業者の決定の通知は、令和7年1月下旬を予定しています。審査結果は、提案者全員に文書で通知します。

審査経過や審査内容についての問い合わせには応じられません。

（2）審査結果の公表

決定事業者及び選定結果(匿名での順位、総合評点)については公表します。

9 非特定理由に関する事項

（1）提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、互助会長（足立区職員互助会）から通知します。

（2）上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、互助会長（足立区職員互助会）に対して非特定理由について説明を求めることができます。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとします。

（3）上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行います。

10 決定後の手続き

決定事業者は、企画提案に基づき、速やかに互助会と委託契約を締結してください。

11 問合せ先

足立区職員互助会事務局（人事課福利係内）担当 稲村

電 話：03-3880-5252（直通） F A X： 03-3880-5611

E-mail：jinji@city.adachi.tokyo.jp

別表1 委託先事業者選定評価表（製パン業務委託）

	評価項目	指 標	評価配点 (%)
1	提案商品 ・サービス・ 販売方法	メニューの種類・ボリュームは適正か、健康に配慮したメニューか、また販売方法（キャッシュレスの可否、売り場の装飾等）の提案があるか	14%
2	価格	価格は適正か	14%
3	品質管理 ・衛生管理	品質管理が徹底されているか及び衛生管理や感染症等の蔓延防止を徹底しているか。	14%
4	企画力・商品 開発力	独自の商品企画力及び開発力及び季節に応じた商品の提供力（商品の入替頻度等）を有しているか	10%
5	実績・経験	製パン販売業務に必要な知識・経験を有しているか （同種・類似業務の実績）	7%
6	専門性	業務に関する必要な知識・経験を有しているか（資格・技術・経験年数が十分か）	7%
7	業務遂行力	適切な業務を遂行できる体制をとれているか	7%
8	社会貢献度	地域・社会に貢献できる要素があるか（近隣友好等）	7%
9	環境配慮	省エネ、リサイクル及び食品ロス等の環境負荷を考慮した営業形態を確立しているか	7%
10	施設使用料 （経営の継続性）	使用料の提案価格や継続的に業務を行えるか	7%
11	プレゼンテー ション内容	プレゼンテーションにおける説明能力や業務への意欲、資料の正確性等を有しているか	7%
12	加点項目	区内に本店（本社）又は支店(営業所)のある業者	7%